

住まい応援事業補助金(新築補助金) 令和7年度からの変更点

令和7年度より、合併浄化槽設置事業補助金(以下、「浄化槽補助金」という。)は浄化槽の新設も対象となりました。新築に伴い合併浄化槽を設置する場合は、住まい応援事業補助金(以下、「新築補助金」という。)と併せて浄化槽補助金を申請することができます。

これにより、両補助金を合わせた補助上限額は、下表のとおりとなります。

浄化槽設置事業補助金+住まい応援事業補助金上限額早見表

浄化槽の規模	浄化槽補助金	新築補助金	合計
5人槽	330,000円	780,000円	1,110,000円
7人槽	411,000円	726,000円	1,137,000円
10人槽	546,000円	636,000円	1,182,000円
11~20人槽	939,000円	374,000円	1,313,000円
設置なし		1,000,000円	1,000,000円

新築補助金の上乗せがある場合は、上記に加算されます。

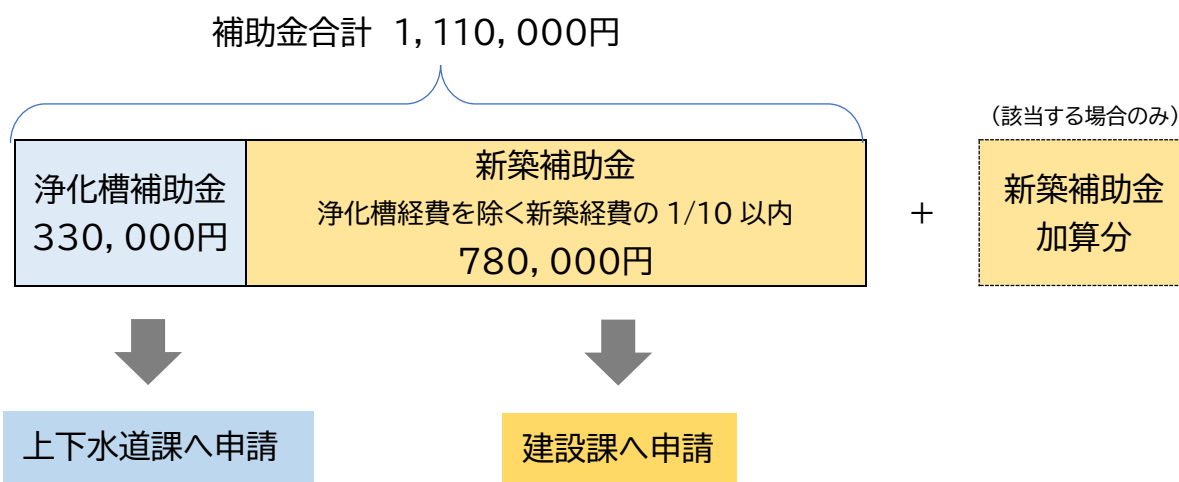
- ①町内業者加算 +100,000円
- ②子育て世帯加算 +100,000円

集落排水整備地域等、浄化槽補助金を申請しない場合は、新築補助金はこれまでどおり上限1,000,000円となります。

年度をまたぐ場合(浄化槽補助金を前年で受けて今年新築補助金を受ける等)であっても上記のとおりとなります。

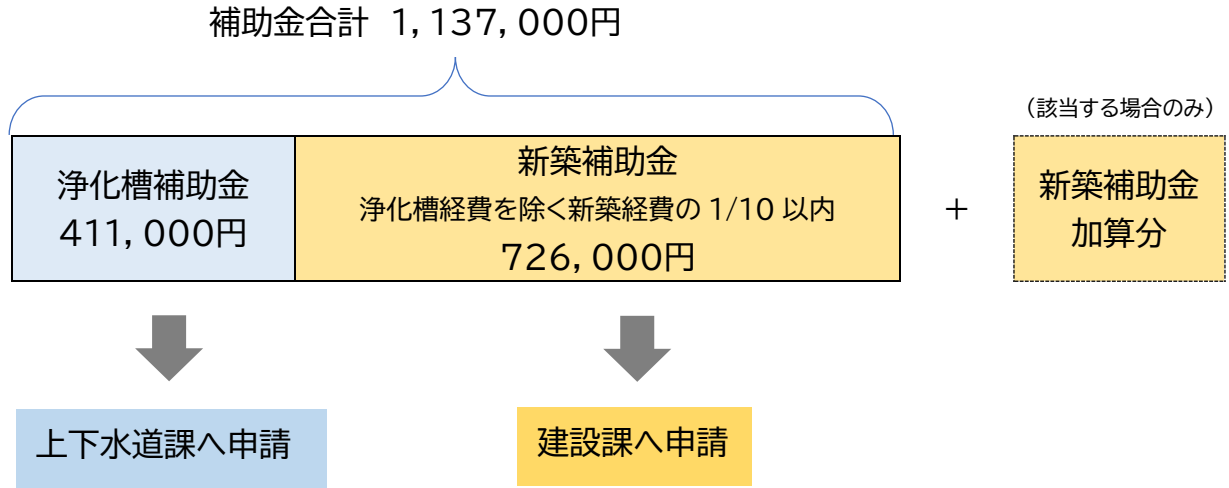
例1)5人槽の場合

浄化槽設置事業補助金と併せて上限1,110,000円



例2)7人槽の場合

浄化槽設置事業補助金と併せて上限1,137,000円



例3)浄化槽を設置しない場合(農業集落排水に加入)又は浄化槽補助金を申請しない場合

